

令和5年12月27日

高等学校課

## 1 スクール・ミッションについて（スクール・ポリシーの前提として設置者が定めるもの）

各高等学校の存在意義や、各学校が期待されている社会的役割、目指すべき学校像を示しています。

## 2 スクール・ポリシー（三つの方針）について（学校教育法施行規則に基づき高等学校が定めるもの）

学校の教育活動を行ううえでの教職員や在籍生徒の指針となるもので、中学生等が目的を持って高校を選択するための大切なメッセージです。

### （1）グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）について

生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定めた基本的な方針です。

### （2）カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）について

グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定めた基本的な方針です。

### （3）アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）について

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）とグラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針です。

## 3 スクール・フォーカスについて（本県独自のもの）

鳥取県教育委員会「県立高等学校重点校」制度に基づく重点項目をスクール・フォーカスとして、公表し、スクール・ミッション及びスクール・ポリシーの内容とともに、各校が重点的に取り組む教育活動等を端的に示し、特色化・魅力化の方向性等を広く発信しようとするものです。

### 【関係法令等】

#### ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）より一部抜粋

第103条の2 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

#### ○鳥取県教育委員会「県立高等学校重点校」制度実施要項（平成30年度～）より一部抜粋

##### 1 目的

各高等学校が重点的に取り組むべき項目を県教育委員会が指定（重点校指定）し、予算を手厚く配分する等の支援をすることで、各高等学校の特色化・魅力化をより一層推進するとともに、以下に掲げる本県教育施策等の実現を図る。

- I 鳥取県の「教育に関する大綱」に掲げる取組方針・施策、指標達成の実現
- II 「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針〔平成31年度～平成37年度〕」の具現化
- III 「高大接続改革」への着実な対応